大館市農業委員会総会議事録

令和4年12月9日

大館市農業委員会総会議事録								
1. 開会の日時 日		日時	令和 4	令和4年12月9日(金)午後3時00分 開会				
お	よび場所	場所	比内絲	総合支所	3 階	大会議室	Ĭ	
2. 出席	<b>常委員の氏</b> 名	名(17~	名)					
1番	渡邊 久	留美	10番	菅原	一成	17番	: 蛀门	マキ子
2番	石山 テ	<del>-</del>	11番	小畑	美恵子	18番	安部	幸美
3番	阿部 重	<b> </b>	12番	富樫	英悦	19番	渡邉	久雄
6番	小畑	屯市	13番	畠山	繁司			
7番	伊藤	昇	14番	浅利	瑞穂			
8番	髙坂 🗈	<b></b>	15番	糸屋	由衛門			
9番	藤盛り	人登	16番	菅原	和久			
3. 欠原	席委員の氏名	3(2名	<b>'</b> 」)					
4番	斎藤 重	重春	5番	小林	大樹			
4. 委員	4. 委員以外の出席者 なし 職氏名							
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局	 長		克次			
			———— ———— 長	宮崎	直人			
		係	 ——— 長	佐々木				
				·信成 ———— É市	8番	 	 千悦	
					F1 1	0 笛	向火	1 1元
7. 書記 佐々		佐々   上	木 信	坎				

	報告・議案
報告第 22 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知に ついて
報告第 23 号	農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について
議案第 47 号	農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分 について
議案第 48 号	農地法第4条の規定による許可申請書の送付について
議案第 49 号	農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付につ いて

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 初めに会長より挨拶をお願いいたします。

### 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。 事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数19名中17名の出席であります。 よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。 なお、4番斎藤重春委員、5番小林大樹委員より、都合により欠席 するとの連絡がありました。

### 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事 録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

~異議なしの声多数あり~

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号6番 小畑 純市 委員、8番 髙坂 千悦 委員にお願いします。

#### 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

**局長** ・業務報告(11 月総会~12 月総会)について

- ・報告第22号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解 約通知について
- ・報告第23号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可に ついて

#### 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

## 3番(阿部 重信 委員)

3番の阿部重信です。

報告第22号、15ページのNo.292の「離農するため」とあるが、この方の 状況がわかるのであれば教えてください。

### 事務局

肩を壊して離農するとのことでした。今回出ている以外にも今後でてくる と思いますが、地区の農家に斡旋していく予定で、現在、2農業者と契約に ついて進めている状況です。

## 3番 (阿部 重信 委員)

3番の阿部重信です。

No.286 の方はどうなっていますか。

## 事務局

現在斡旋の協議中であります。解約事由の「他に貸すため」「他に売るため」などは次が決まっているところです。

## 16番(菅原和久委員)

16番の菅原和久です。

この方の圃場は、ほかの人が草刈等を行っているので耕作はできる。

## 19番 (渡邉 久雄 委員)

19番の渡邉久雄です。

No.288 の方も広く耕作していたが、何が原因か教えてください。

#### 事務局

この方は経営規模縮小するためと書類は提出されており、詳細は不明です。

## 1番(渡邉 久留美 委員)

1番の渡邉久留美です。

この方は足を悪くして、借りてる所を解約しているそうです。

#### 議長

他に何かありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

### 議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第47号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に 対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

20ページをお開き願います。

議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、 これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和 4 年 12 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

21ページをお開き願います。

内訳は、21 ページから 24 ページのNo.58  $\sim$  67 の 10 件で、地目は田が 22,573 ㎡、畑が 1,452 ㎡と面積合計は 24,025 ㎡であります。

譲受の事由は、No.58、59 が「受贈」、No.60、63~67 が「経営拡張」、No.61、62 が「自作地相互の交換」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号(第1号~第7号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

議案第47号 №.58~67 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第47号 No.58~67について、原案のとおり決し

てご異議ございませんか。

## ~異議なしの声多数有り~

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 48 号 『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

25ページをお開き願います。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請書の送付について 次のとおり、農地法第4条の規定による転用許可申請があったので、大館 市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 4 年 12 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

26ページをお開き願います。

内訳は、No.2 の 1 件で、地目は畑、面積は 648 m<sup>2</sup>であります。

申請人は特定非営利活動法人で、訓練施設として いぶりがっこ加工施設を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであ りますが、申請地は扇田地区から達子森球場に進み、市道達子森・養護学校 線に入り約330m先の右側に位置する第2種農地と判断され、農地法運用第 2の1の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について でありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの で、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は 27、28 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2 の現地調査の結果を議席番号 16番の菅原 和久 委員よりご報告願います。

### 16番(菅原和久委員)

16番の菅原和久です。

議案第48号について、去る12月2日に浅利 瑞穂 委員と事務局2名の4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.2 についてであります。申請地は 27 ページの位置図になります。

この場所は、特定非営利活動法人の前田野事業所の西側にある農地で、現在は、野菜をハウス栽培していました。

28ページの配置図にありますように、令和3年6月に食品衛生法が改正されたことにより、既存の施設が利用できなくなることから、いぶりがっこ加工施設と敷地内道路を新設するものであります。

転用にあたっては、0.2m盛土して事業所敷地、東側の市道の高さに合わせて造成を行い、北側、西側は法面保護により土砂等の流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽とグリーストラップを設置し排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。 以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 48 号 について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 48 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

## 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ

送付することといたします。

## 議長

次に、議案第49号 『農地法第5条の規定による所有者移転許可申請書 の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

29ページをお開き願います。

議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付に ついて

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が あったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求め る。

令和 4 年 12 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

30ページをお開き願います。

内訳は、No.26、No.27 の 2 件で、地目は田が 1,021 ㎡、畑が 236 ㎡となり、面積合計 1,257.00 ㎡であります。

No.26 は一般住宅の建築、No.27 は貸駐車場を造成しようとするものです。 最初にNo.26 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明い たします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、大町山館線を池内方向進み、放送局の坂を下った所の交差点を左折し、象ケ鼻2号線を230m進んだ十字路を右折、30m先の右側に位置する第1種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について でありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの で、問題は無いものと考えます。 No.26 の位置図及び配置図は、31、32 ページに記載のとおりであります。

次にNo.27、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、清水町にある おおだてぽかぽか温泉 の北側に位置する第 1 種住居地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について でありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの で、問題は無いものと考えます。

No.27 の位置図及び配置図は、33、34ページに記載のとおりであります。 よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.26~27 の現地調査の結果を議席番号 14番の浅利 瑞穂 委員よりご報告願います。

## 14番(浅利 瑞穂 委員)

14番の浅利瑞穂です。

議案第49号について、去る12月2日に菅原和久委員と事務局2名の4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.26 についてであります。申請地は 31 ページの位置図になります。

この場所は、市道 大町山館線を池内方向に進行し放送局の下り坂をくだって最初の交差点を左折し、市道 象ケ鼻 2 号線を 230mほど進み十字路を右折して約 30m進んだ右側の農地で、野菜畑として管理されていました。

32ページの配置図にありますように、子供の成長に伴い父親から農地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたっては、0.12m盛土をして東側の道路にレベルを合わせて造成

を行い、北側、南側、西側には、緩衛帯を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、No.27 であります。申請地は33ページの位置図になります。

この場所は、おおだてぽかぽか温泉の北側の農地で、現在は休耕地として 管理されていました。

34ページの配置図にありますように、駐車場用地として造成しようとするものです。

転用にあたっては、0.1m盛土をして北側、南側の市道にレベルを合わせて造成を行い、西側、東側は申請地より 0.3m高くなっていることから土砂等の流出もありません。

雨水排水は自然流下とし、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただ今、浅利 瑞穂 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 49 号 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 49 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

## ~異議なしの声多数有り~

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

#### 議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。
それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

## 議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

それでは私より、11月30日の農業者年金推進セミナーと県選出国会議員要請集会、12月1日の全国農業委員会会長代表者集会について報告いたします。

## **糸屋会長** 一 報告 一

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後4時16分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 12 月 9 日

議	長		
議事録署名	委員6番		
議車緑罗夕	<b>禾</b> 昌 Q 釆		

議	案第47号 No.58	所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
	土地の所在	大館市立花字塚ノ台・・	・ほか・筆
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市川口字十三森・・・	0000
		大館市川口字十三森・・・	
者	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市清水三丁目・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	工藤 学

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行なってきたが、高齢により孫の譲受(借)人に経営継承する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第47号 No.59		所有権移転 • 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市立花字立花・・・	
		住 所	氏 名
申	譲渡(貸)人	大館市川口字十三森・・・	0000
請者	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市清水三丁目1番・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	工藤 学

条項	   判 断 の 理 由	て弥司東西の鉄ツ
宋	1, 7, 7,	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行なってきたが、高齢により孫の譲受(借)人に経営継承する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。なお、11月29日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第47号 No.60		所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市櫃崎字高戸屋下・・・	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	0000
胡   者		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	工藤 学

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、富樫 英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

議案第47号 No.61		所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市山田字家下・・・ ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	0000
胡	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	工藤 学

		Ī
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作してきたが、譲受(借)人が農地を交換をし利便性を高めて営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

議	案第47号 No.62	所有権移転 • 賃借権設定	· 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山田字館沢・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名	
		大館市山田字向館・・・	0000	
胡	譲受(借)人	住所	氏 名	
		大館市山田字向館・・・		
作 成 者		農業委員会事務局	工藤 学	

 条  項	   判 断 の 理 由	て 計可 市 石 の ⇒ ツ
宋	1, 7, 7,	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作してきたが、譲受(借)人が農地を交換し利便性を高めて営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議	案第47号 No.63	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
	土地の所在	土地の所在 大館市山田字茂屋土栄口・・・ ほか・筆	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市山田字下羽立・・・	0000
胡		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市山田字茂屋上羽立・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作成者農業委員会事務局工藤学		工藤 学

 条  項	   判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号(全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、石山元一農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議	案第47号 No.64	所有権移転 · 賃借権設定 · 使用貸借権設定	
	土地の所在	所在 大館市山田字茂屋上羽立・・・	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市山田字茂屋古屋布・・・	0000
胡   者		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市山田字茂屋下羽立・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作成者農業委員会事務局工藤学		工藤 学

 条  項	   判 断 の 理 由	不許可事項の該当
本	刊 例 の 珪 田   接受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行なっており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、11月29日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議	案第47号 №.65	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
	土地の所在 大館市比内町独鈷字諏訪ノ松・・・		5ノ松・・・
		住 所	氏 名
申	譲渡(貸)人	大館市比内町独鈷字独鈷・・・	0000
請者		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市比内町独鈷字独鈷・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作成者農業委員会事務局工藤学		工藤 学

		<u> </u>
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行なっており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、12月1日、菅原和久農業委員と渡邊久留美農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議	案第47号 No.66	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在 大館市比内町達子字才川・		· ・ ほか・筆	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	東京都杉並区井草・・・	0000
胡		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作成者農業委員会事務局工藤学		工藤 学

条項	当 を ひ 田 中	て計司東西の勢ツ
宋	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行なっており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、12月1日、菅原和久農業委員と渡邊久留美農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議	案第47号 No.67	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
	土地の所在	大館市比内町達子字駒橋・・・	
		住 所	氏 名
申	譲渡(貸)人	秋田市泉中央四丁目・・・	0000
請者		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作成者農業委員会事務局工藤学		工藤 学

		<u> </u>
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行なっており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、12月1日、菅原和久農業委員と渡邊久留美農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない